

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮されている皆様へ

緊急小口資金／総合支援資金（初回）のご案内

申請受付期間を令和4年8月31日まで延長します。

※総合支援資金（再貸付）は令和3年12月末で終了しました。

受付機関 社会福祉法人**中津市社会福祉協議会** 地域福祉課

〒871-0021 大分県中津市沖代町 1-1-11 中津市教育福祉センター内

問合せ先 (0979)23-2095 または 26-1237

受付時間 平 日：午前8時30分～午後5時30分

土・祝日：午前8時30分～午後5時30分（電話受付のみ）

※平日に来所されることが難しい場合は事前に上記までご相談ください

※お待たせする場合がありますので事前予約をお願いします

1. 特例貸付の種類と基本的な流れ

① 緊急小口資金

貸付額 上限20万円（一括交付）

↓ 引き続き、減収状況にあり、貸付を希望する世帯

② 総合支援資金（初回貸付）

月額上限 15万円（単身世帯）／20万円（複数世帯）×最大3ヵ月

2. 申請にあたっての留意点

・特例貸付（上記①～③）の同月送金は認められません。

緊急小口資金（特例貸付）のお申込みをご希望の方へ

緊急小口資金（特例貸付）について

貸付金額 貸付金額 上限 20万円（一括交付）

- ・据置期間 1年以内
- ・返済期間 2年以内
- ・連帯保証人 不要
- ・利子 無利子 ※返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。
- ・受付期間令和2年3月18日（水）～令和4年8月31日（水）

貸付対象

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯で、次の要件を満たす方が対象となります。

ただし、他区市町村の社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

- ①中津市に住民登録があること
- ②現在、生活保護を受給（申請）していないこと
- ③自己破産の手続きを行っていないこと
- ④20歳以上であること（未成年の場合、婚姻または親権同意があれば貸付対象となります）

※緊急小口資金と総合支援資金は、原則、同月に貸付けることはできません。

※同一世帯で複数の貸付はできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響が生じる以前の離職や収入低下は、特例貸付の対象外になる場合があります。

申請書類・添付書類

（1）申請に必要な書類

以下の①～④が申請に必要な書類です。 ※消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

- ①緊急小口資金特例貸付借入申込書（PDF）
- ②緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書（PDF）
- ③緊急小口資金特例貸付借用書（PDF）
- ④収入の減少状況に関する申立書（PDF）

（2）申請に必要な添付資料

以下の①～④をご準備ください。

	項目	説明
①	本人確認書類	健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、公的機関が発行したもの ※運転免許証の住所変更等をした場合は、裏面もコピーが必要です。 ※外国籍の方は、在留カードのコピーも添付してください。
②	住民票（原本）	世帯全員、本籍、続柄が記載された発行後3か月以内のもの
③	通帳またはキャッシュカード	振込口座の確認のため、口座名義人、口座番号のわかるページの コピーが必要です。
④	減収確認書類	給与明細書や売上帳簿、収入振込が記載された通帳、離職票等

総合支援資金 生活支援費（特例貸付）のお申込みをご希望の方へ

総合支援資金（特例貸付）について

貸付金額 月額上限 15万円（単身世帯）／20万円（複数世帯）×最大3ヵ月

- ・据置期間 1年以内
- ・返済期間 10年以内
- ・連帯保証人 不要
- ・利子 無利子 ※返済期限までに返済が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。
- ・受付期間令和2年3月18日（水）～令和4年8月31日（水）

貸付対象

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯で、次の要件を満たす方が対象です。

ただし、他区市町村の社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

- ①中津市に住民登録があること
- ②現在、生活保護を受給（申請）していないこと
- ③自己破産の手続きを行っていないこと
- ④20歳以上であること（未成年の場合、婚姻または親権同意があれば貸付対象となります）
- ⑤自立相談支援機関（中津市社会福祉協議会）による支援を必要としていること

※緊急小口資金と総合支援資金は、原則、同月に貸付けることはできません。

※同一世帯で複数の貸付はできません。

※新型コロナウイルス感染症の影響が生じる以前の離職や収入低下は、特例貸付の対象外になる場合があります。

申請書類・添付書類

（1）申請に必要な書類

以下の①～⑤が申請に必要な書類です。 ※消せるボールペン、鉛筆は使用しないでください。

- ①総合支援資金特例貸付借入申込書（PDF）
- ②総合支援資金特例貸付借用書（PDF）
- ③総合支援資金特例貸付に関する重要事項説明書（PDF）
- ④収入の減少状況に関する申立書（PDF）
- ⑤総合支援資金特例貸付 貸付にかかる申出書（PDF）

（2）申請に必要な添付資料

以下の①～④をご準備ください。

	項目	説明
①	本人確認書類	健康保険証、運転免許証、マイナンバーカード、公的機関が発行したもの ※運転免許証の住所変更等をした場合は、裏面もコピーが必要です。 ※外国籍の方は、在留カードのコピーも添付してください。
②	住民票（原本）	世帯全員、本籍、続柄が記載された発行後3ヵ月以内のもの
③	通帳またはキャッシュカード	振込口座の確認のため、口座名義人、口座番号のわかるページの コピーが必要です。
④	減収確認書類	給与明細書や売上帳簿、収入振込が記載された通帳、離職票等